

- 住民基本台帳の閲覧状況を公表します -

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まっています。それに伴い、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正され、住民基本台帳の閲覧には厳しい制限が設けられ、平成 18 年 11 月 1 日より施行されています。また、閲覧者の氏名などを年 1 回以上公表することが義務づけられました。田野畑村における閲覧の状況を下記のとおり公表します。

1. 閲覧期間 平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで

2. 閲覧状況

( 1 ) 国又は地方公共団体の機関による閲覧（住民基本台帳法第 11 条第 1 項）

閲覧請求団体名	閲覧請求事由	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
防衛省	自衛官の募集事務に係る広報の用に供する為	平成 24 年 12 月 12 日	平成 7 年 4 月 2 日～ 平成 8 年 4 月 1 日までに 生まれた者

( 2 ) 個人又は法人による閲覧（住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項）

閲覧請求申出者 法人名（氏名）	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
社会福祉法人 田野畑村社会 福祉協議会	平成 25 年度の児童館および 保育園の対象園児把握	平成 25 年 2 月 4 日	平成 19 年 4 月 2 日～ 平成 24 年 12 月 31 日まで に生まれた者
沼袋地区自治 振興会長	平成 25 年度敬老者（百 寿・米寿者）への記念品贈 呈のため	平成 25 年 9 月 3 日	大正 2 年 4 月 2 日～ 大正 3 年 4 月 1 日までに 生まれた者 大正 14 年 4 月 2 日～ 大正 15 年 4 月 1 日までに 生まれた者